（農地法の一部改正）

第五条　農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合

第三条第一項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二　農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業（同条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により農地中間管理権（同条第五項に規定する農地中間管理権をいう。）を取得する場合

十四の三　農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第二号に規定する農地貸付信託をいう。）の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

第十七条ただし書中「賃貸借及び」を「及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権に係る賃貸借については」に改める。

第十八条第一項に次の一号を加える。

七　農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項第一号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第二号に掲げる業務の実施により貸し付けた農地又は採草放牧地に係る賃貸借の解除が、同法第二十条又は第二十一条第二項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

第十八条第八項中「つけた」を「付けた」に、「及び農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号」を「、農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第二項第五号」に、「つけない」を「付けない」に改める。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第六条　農業経営基盤強化促進法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第二号中「農地利用集積円滑化団体」の下に「、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。次項第二号において同じ。）」を加え、同条第三項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号ただし書中「農業協同組合法」を「農地中間管理機構が農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施によつて利用権の設定又は移転を受ける場合、農業協同組合法」に改め、同項第三号及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。

（旧農業者年金基金法の一部改正）

第七条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「農地利用集積円滑化団体」の下に「、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加え、同項第三号ロ及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。

（政令への委任）

第八条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百二号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第一条　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　農地保有合理化法人（第七条―第十一条）」を「第二節　農地保有合理化支援法人（第十一条の二―第十一条の八）　第三節　農地利用集積円滑化団体（第十一条の九―第十一条の十三）」に、「第三章　農業経営改善計画（第十一条の十―第十一条の十五）」を「第三章　農業経営改善計画及び青年等就農計画（第十一条の十―第十一条の十五）　第一節　農業経営改善計画（第十一条の十―第十一条の十五）　第二節　青年等就農計画（第十二条―第十四条の三）　第三節　認定農業者等への利用権の設定等の促進（第十四条の四―第十四条の十二）」に、「第十一条の十一―第十一条の十五」を「第十一条の十一―第十一条の十六」に、「第三十七条」を「第三十四条」に、「第三十八条」を「第三十五条」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2　この法律において「青年等」とは、次に掲げる者をいい、青年等について「就農」とは、農業経営の開始又は農業への就業（第三号に掲げる者にあつては、農業経営の開始）をいう。

一　青年（農林水産省令で定める範囲の年齢の個人をいう。次号において同じ。）

二　青年以外の個人で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有するものとして農林水産省令で定めるもの

三　前二号に掲げる者が役員の過半数を占める法人で、農林水産省令で定める要件に該当するもの

第四条第三項第一号ロ及びハを次のように改める。

ロ　農用地等を買い入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）

ハ　農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第四条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第五条第二項第四号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第五条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必要があると認めるときは、基本方針に、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が行う第七条各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めるものとする。